

奈良県告示第二百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、倉橋溜池土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和三年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	中出 喜代廣	桜井市大字倉橋二五二七
〃	辻谷 恵一	〃 上之庄四五一
〃	堀田 光郎	〃 大福七三〇
〃	森本 勝己	橿原市太田市町七一
〃	増田 謹一	〃 石原田町二四三一一
〃	堀田 雅俊	磯城郡田原本町大字保津一三三
〃	大倉 康至	〃 多四九七
〃	西浦 正嗣	〃 味間七八三
〃	森井 基容	〃 阪手七九七
〃	増田 幸男	〃 伊与戸一五一
監事	辻本 治	桜井市大字大西八四三一一
〃	村田 保	橿原市上品寺町一五二
〃	樋上 和正	〃 豊田町三五三
〃	石田 弘	磯城郡田原本町大字宮森三三九
〃	栗山 雅之	〃 西竹田一七六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	東浦 正典	桜井市大字倉橋四一八一二
〃	土谷 隆司	〃 上之庄四六二
〃	辻本 治	〃 大西八四三一一
〃	森本 勝己	橿原市太田市町七一
〃	増田 謹一	〃 石原田町二四三一一
〃	西浦 正嗣	磯城郡田原本町大字味間七八三
〃	大倉 康至	〃 多四九七

〃	〃	〃	〃	監事	〃	〃	〃
植田	藤井	飯上	村田	原田	堀田	中西	増田
昌孝	博	佳史	保	辰彦	雅俊	正史	幸男

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
西竹田	磯城郡田原本町大字阪手	新口町	檀原市上品寺町	桜井市大字新屋敷	保津	小阪	伊与戸
一四四	七八九	四七四	一五二	一六九	一三三	一九九	一五一